

第 26 期令和 7 年度第 3 回 川崎市消費者行政推進委員会 議事録

1 開催日時 令和 8 年 2 月 6 日（金）午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分まで

2 開催形式 対面及びオンライン併用開催

3 開催場所 川崎市役所本庁舎 3 階 304 会議室

4 出席者

委員 加藤委員長、鈴木副委員長、上村委員、中山委員、小林委員、清水委員、中嶋委員、
山野寺委員

事務局 消費者行政センター乃万室長、柴野企画係長、小林相談係長、西山職員、長谷川職員、
畠山職員

5 議題（公開）

- (1) 令和 7 年度苦情処理部会の報告について
- (2) 令和 7 年度啓発事業の報告及び来年度の計画について（消費者教育推進地域協議会）
- (3) 川崎市消費者行政推進計画の策定について
- (4) その他

6 傍聴者 なし

7 会議内容

乃万室長

それでは定刻になりましたので、ただ今より令和 7 年度第 3 回川崎市消費者行政推進委員会を開催させていただきます。消費者行政センター室長の乃万と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

始めに本日オンラインで参加されている委員の皆様、こちらの音声は聞こえていますでしょうか。聞こえていらっしゃいましたら、恐れ入りますが手を挙げていただいてもよろしいでしょうか。

オンライン参加者全員挙手

本会議は、川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則第 24 条第 2 項の規定により、委員の過半数以上の出席により成立することとされています。本日は計 8 名の委員に御出席いただいております。会議が成立いたしますことを御報告いたします。また、傍聴の申請はございませんでした。

なお、本委員会は会議公開となっています。御発言につきましては、発言者を明記の上、議事録に記載させていただきますので御了承ください。

本来であれば、経済労働局産業政策部長の澤田から御挨拶させていただくところですが、本日業務の都合により欠席となっておりますので、僭越ではございますが私から御挨拶させていただきます。

乃万室長から御挨拶

続いて、議事に入ります前に、本日の委員会資料について確認させていただきます。

島山職員から配布資料の確認

乃万室長

それでは以降の議事進行につきましては、加藤委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(1) 令和7年度苦情処理部会の報告について

加藤委員長

ではこれより令和7年第3回川崎市消費者行政推進委員会を開会いたします。まず事務局から議題1について、御説明をお願いします。

小林係長から、資料1、参考資料①②③に沿って説明

加藤委員長

それでは、議題1について、御発言のある方いらっしゃいますでしょうか。

清水委員

どの事例を見ても、消費者の不安を煽った悪質な事業者だと感じました。相談現場でも苦慮されていることがよく分かりました。委員の方からの御意見で最後のところなのですが、「消費者教育が進んでいないにも関わらず成年年齢が引き下げられたことが問題である」との御指摘がありましたが、一方で市としては成年年齢引き下げに関する周知や契約に関する啓発など一定の取組を行ってきたことも承知しています。そこで、消費者教育が進んでいないとした場合に、具体的にどのような点が課題と認識しているのかを確認させていただきたいと思います。そのうえで、全てを市が担うことは凄く難しいことだと思っておりますが、若年層が実際の勧誘や契約の場面で適切に判断ができるようにするために、市として関与している工夫があるのかについても併せて伺いたいと思います。ひょっとすると次の議題の啓発事業のテーマかと思いましたが、質問させていただきました。よろしくお願いします。

小林係長

今清水委員がおっしゃったことについて、具体的には次の議題の若者に向けての教育・啓発に関する部分で御説明させていただければと思いますが、部会委員の御発言に関しては、川崎市としてまだまだ若い方全員に対する同じだけの教育は難しいところもありますし、市として色々な取組をしている中で、どうしても全ての若者が十分な知識を得るのは難しいことだとも思います。しかし、消費者教育が全く進んでいないとは思っておらず、理解を得るための取組をこれまでも行っていますし、今後も引き続き行いたいと思っています。悪質事業者も手を変え品を変えて色々な事案が出てきていますので、新しい動向を随時伝えていくことも大変重要だと思っています。

清水委員

ありがとうございます。今お話があったように、最新事例を知っていれば事例のようになる前に防げることもあったかなと思いました。

加藤委員長

他に御発言がある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしければ次の議題に移りたいと思います。

(2) 令和7年度啓発事業の報告及び来年度の計画について

加藤委員長

続きまして、議題2について、事務局から御説明をお願いします。

西山職員から、資料2に沿って説明

加藤委員長

それでは、議題2について、御発言のある方いらっしゃいますでしょうか。

上村委員

先ほど若者の起業活動の事例がありました。若者の生活設計が昔と異なっており、パターン化されないうようになってきていると思います。私が今所属している理系の大学では、スタートアップの話をよくします。起業することを知りたいと思う学生があたり前のようにいますが、それを教えられるような人はあまりいない、と感じています。質問としては、今回の計画の中に、どこかの大学に行って起業のことも含めた生活設計セミナーを金融機関などにもしてもらおうとしたら、どこかに入れられる可能性があるのかということをお聞きしたいです。補足としては、金融経済教育推進機構ができて、大学で教える内容としてその資料を使うことがパターン化してきており、それ以外の今起こっている問題に柔軟に対応するための出前授業がやりにくくなっているため、消費者行政センターと金融機関等が連携して、大学などで講座をしていただく可能性はあるのか御質問させていただければと思います。よろしくお願いします。

西山職員

大学での生活設計セミナーということですが、出前講座でしたら、くらしのセミナーでは様々なメニューがあり、生活設計という内容ではメニューを設けていないのですが、多様な分野の講師が登録いただいていますので、例えば新生が集まる機会等で御活用いただけると思っています。また、今年度は大学からお声掛けいただいてイベントで啓発物を配布させてもらったりしているので、市内大学多くありますので今後も広げていきたいと思っています。

上村委員

出前講座で起業に関連してもトラブルが発生している事を伝えてもらうと、若い人たちは反応早いと思うので、よろしくお願いします。

中山委員

質問とコメントなのですが、まず1点目は、先ほどフィッシング詐欺の動画がありましたが、うちは金融機関でもあるということで、警察とは詐欺の啓発セミナーなどを農協の集まりの時にやってもらったり、寸劇でもやってもらったりしていますが、消費者トラブルに関する講習会を消費者行政センターにお願いすることは可能なのでしょうか。もう1点は消費生活サポーターについて、現状何名ぐらいいらっしゃるのか、あと年齢はどのくらいの方なのか、その中に学生はいるのかなどをお聞きしたいと思います。

西山職員

1点目の御質問についてですが、消費者行政センターに来る相談の中には警察案件もあり、ある程度すみ分けは必要かと思いますが、消費者トラブルにあてはまる事例については積極的に広報していきたいと思っていますので、例えばかしこい消費者講座など市主催の講座で、専門家の方を呼んで行うことは今後検討させていただければと思います。2点目についてですが、今回のサポーターフォローアップ講座の対象は120名程いらっしゃいました。また、今年度新たに登録いただいた方が26名いらっしゃいましたので、あわせて150名程いらっしゃいます。年齢層として学生はいないのですが、若い方だと20代で登録いただいた方もいらっしゃいます。年齢の幅としては60、70歳代が層としては厚い状況となっています。

中山委員

もし学生がいればそこが繋ぎ役になって、例えば講師として学校で事例を周知してもらえたらいいなと思いました。また、JAでお願いすることになった場合も、そこまで詳しい講師の方でなくても、事例を

色々とお話でもらえるだけで凄く勉強になると思うので、その際はよろしくお願ひします。

山野寺委員

いまお話があった消費生活サポーター養成講座に今回参加させていただきました。きっかけは前回の消費者行政推進委員会で御案内があつて、自分の両親や子供たちのために勉強できればという思いで参加してみましたが、実際に自分が参加してみると自分にとっての啓発になることが多く、こんなことがあつたら大変だなという事例が多々ありました。事例を知るだけでも啓発になるというのが、本当にそのとおりでと思います。子どもに対する啓発について、私自身も子どもが3人いて、成人している子は消費生活に関することは自分自身で考えてやっているとありますが、今回講座を受けた時、ここまで分かっているのだろうか、と親として疑問に思ひました。そこでやはり、教育委員会とのタイアップが可能であれば、早い段階からこういった事例を交え、先ほど拝見したショート動画も分かりやすいので、そういったものを活用して啓発していくことも必要なのではないかと思ひました。市民・これから社会に出ていく子どもたちを守るという意味で、他部署との連携を進めていただくのがよいと思ひました。

西山職員

教育の場とも今後連携を深めていきたいと思ひているところですが、現在も【資料2】のP4で御紹介したとおり、小学生・中学生向けの消費者教育デジタル教材を作成しており、市内の小中学生がGIGA端末タブレットで見られるようなものを副読本として提供しています。こちらの活用の周知も引き続き行いつつ、今年度は中学3年生の家庭分野の授業で、5クラスの生徒に消費者教育デジタル教材の案内や最近の事例を啓発させていただきました。今後もそういった活動を進めていければと思ひています。

鈴木委員

コメントになりますが、消費者支援協定の情報がタイミングよく伝わっていれば、苦情処理部会の事例も未然に防げたのかと思ひました。市が多方面から色々な情報提供をされているのは知っていますが、情報のタイミングが消費者にあえば未然に防げるトラブルもあると思ひます。そのタイミングを計るのが非常に難しいので具体的な提案ができる段階ではないですが、今回の事例のようにマンションの修繕工事などある程度大規模な工事がある時などには、協定の情報が速やかに届くような仕組みがあるとよいと思ひました。町内会・自治会やマンション管理組合との連携になりますが、ある程度的確なタイミングで情報が提供できる方法を一緒に考えていけたらと思ひます。

加藤委員長

他に御発言がある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしければ次の議題に移りたいと思ひます。

(3) 川崎市消費者行政推進計画の策定について

加藤委員長

続きまして、議題3について、事務局から御説明をお願いします。

柴野係長から、資料3、資料4に沿って説明

加藤委員長

それでは、議題3について、御発言のある方いらっしゃいますでしょうか。特に無いようでしたら、議題は以上になりますがいかがでしょうか。

中嶋委員

今回推進計画の策定にあたり、色々な意見を申し上げたところを汲み取って反映してもらったものと感じています。また、本日の御報告から様々な年代に合わせた消費者教育を行うことの必要性を改めて感じました。必ずしも高齢者だけではなく、現役世代の方でも問題に直面することがあるということも改めて

確認いたしました。若者への直接の教育とあわせて、成人になるくらいのお子さんの保護者にも情報が届けられればよいと思いました。どこまでやってもまだやれる余地がある難しい取組だと思いますが、着実に進めていただければと思っています。

小林委員

私共は同じように消費者行政を担うものとして感じるのは、消費者もトラブルも多様になっている事、そしてトラブル解決のためには、多様な関係者の方々との連携が必要になっていることを日々感じています。そのため、日頃から行政をはじめとする色々なお立場の方々とのコミュニケーションが非常に重要だと感じています。この会議の報告を通じて色々なと学ばせていただいていますし、課題意識も改めて確認することができています。引き続き、積極的なお取組を続けていただければと思います。

加藤委員長

本日の御報告の中で、サポーター養成講座など、やる気のある方々に講座を提供するという事は従前どおり良いと思いました。あと、動画の作成に力を入れられているなどと思ひ、他の弁護士から「川崎市でお笑い芸人が出ている動画を作っていたよね」と話題になり、とても好評でした。今まで興味がなかった人にも届くものでコストパフォーマンスが良く、新しい方向性だと思います。今後も引き続き、今まで関心のなかった方に届けるにはどうしたらいいのかを工夫して取り組んでいければ良いと思います。

(4) その他について

畠山職員

皆様御発言いただき誠にありがとうございます。最後に全体を通して委員の皆様から何かございましたら御発言をお願いいたします。

上村委員

J Aが市内農産物の生産者側の立場と、金融機関の立場の2軸から御発言をくださっていることが魅力的だと思います。市内農産物の地産地消の推進につながる部分と、金融機関として地域の土地などをどう守っていくかなど色々なところに関わっていただいております、そうしたことをイベント等でPRしてもらうと、そうした特徴のある消費者行政であると市民にPRできて良いかと思いました。

畠山職員

ありがとうございます。以上で議題を終了させていただきます。最後に事務局から少し御案内をさせていただきます。

事務局から、今年度の御礼と次年度の御案内

加藤委員長

それでは以上を持ちまして、令和7年度第3回消費者行政推進委員会を閉会いたします。

※会議資料は経済労働局消費者行政センターで閲覧することができます。